と絶たりといへ共、ます〳〵里閭に充牣して、猶これおほやけの妓女なり、昔晏子齊國を治るに、女閭七百を作り、其夜合の資を徵て、軍國の助とす、これ是法の作俑なり、官に隷せず、家居して姦を賣る者土妓と云ふ、俗に私窠子といふ、これ又數ふるに勝へずと云り、板橋雜記に、樂戸は教坊司に統たり、司には一官ありて、これを主る、衙署あり、こゝの役人は、客を見ても禮せず、

〔正寶事錄一〕覺

一吉原町之外、けいせい、遊女之類、抱置申間敷候、勿論一時之宿も仕間敷事、

一町中ニ、ばいた女壹人も置申間敷事、○中略

子○正保二年　二月

右者二月廿八日御觸、町中連判、

〔享保集成絲綸錄四十六〕承應二巳年五月○中略

一前々より如申付候、ばいた女抱置、ありかせ申間敷候、若隱置候者於有之は、其者急度曲事ニ可申付候、家主儀も穿鑿之上、急度可申付候事、

五月

○按ズルニ、隱賣女ヲ禁ズル事ハ、法律部下編犯姦篇密賣淫條ニ載セタリ、

〔嬉遊笑覽九娼妓〕正德、享保中、隱し賣女共捕へられて、吉原町へ下されぬる事度々あり、又延享三年寅二月六日、四年以前亥年中、吉原町へ被下置候遊女共、御定年季明女數覺書、深川佃町同大和町氷川門前〆百七十八人、根津宮永町五十人、本所入江町一人、市谷谷町七人、神田小泉町踊子賣女十人、〆六十八人、北品川二十二人など見えたり、

〔蜘蛛の糸卷〕かくし賣女

天明中盛んなりしは、娼妓の賣色、根津、二朱谷中いろは茶屋、二朱音羽、二朱赤坂、二朱氷川、二朱市ヶ谷、八幡社内二朱